

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区立小・中学校情報教育アドバイザー業務委託	No.5200297
工（納）期	令和 9年 3月31日	
契約締結日	令和 8年 4月 1日	
契約金額	47,294,016円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社ストリートスマート (法人番号：5122001017428)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	荒川区立小・中学校情報教育アドバイザー業務委託
指名業者(案)	名称 株式会社ストリートスマート 代表者 代表取締役 松林 大輔 所在地 大阪府大阪市北区堂島1丁目1番5号 関電不動産梅田新道ビル3階
特命理由	<p>本件は、ICT機器を活用する児童・生徒の学力向上を図るため、区立小・中学校に情報教育アドバイザーを配置し、ICT機器を効果的に活用した授業支援、ICT教育推進教師の育成等を委託するものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>①上記業者は、令和5年度にプロポーザル方式により選定された事業者である。</p> <p>②令和7年度の主管課における履行評価では、区のICT環境に即した実践的支援や、不測の事態への迅速かつ丁寧な対応等が高く評価され、履行状況は良好であった。</p> <p>③上記業者は、教員のICTスキルの二極化が区の課題であることを把握しており、個々の教員に合わせた支援を実施している。学校現場からの評価も高いことから、今後も上記業者が引き続き受託することで、円滑かつ効果的なICT教育推進教員の育成が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)